

# 監査報告書

令和 3 年 5 月 21 日

社会福祉法人 恒和会

理事長 中村 雅彦 殿

監事 富田 美子  
監事 寶邊 陽子

私たち監事は、令和 2 年度の理事の職務の執行状況について監査を行いましたので、その方法及び結果について、次の通り報告いたします。

## 1 監査の方法及びその内容

各監事は、理事及び職員等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努める共に、以下の方法で監査を実施しました。

(1) 理事会その他重要な会議に出席し、理事及び職員等からその職務の執行状況について報告を

受け、必要に応じて説明、資料提供を求めると共に、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査しました。

(2) 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証する

と共に、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。この中で、会計監査人から計算関係書類等が社会福祉法人会計の基準に準拠し、会計期間における財産、収支及び純資産の増減の状況を全ての重要な点において適正に表示すると共に、理事の職務執行に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は発見されなかった旨の説明を受けました。

以上の方針に基づき、当該年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類及びその附属明細書並びに財産目録について検討いたしました。

## 2 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。

② 理事の職務の遂行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

(2) 計算関係書類及び財産目録の監査結果

会計監査人中谷有希氏の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

以上